

第4章 収用又は使用の手続

(審理手続の開始)

第46条 収用委員会は、第42条第2項に規定する縦覧期間を経過した後、遅滞なく、審理を開始しなければならない。

2 収用委員会は、審理を開始する場合には、起業者、第40条第1項の規定による裁決申請書の添附書類に記載されている土地所有者及び関係人並びに第43条又は第87条ただし書の規定によつて意見書を提出した者に、あらかじめ審理の期日及び場所を通知しなければならない。

3 収用委員会は、審理の促進を図り、裁決が遅延することのないように努めなければならない。

趣 旨

本条は、収用委員会の審理手続の開始について定めている。その内容は権利取得裁決のための審理についてであり、明渡裁決のための審理については特に規定されていないので、本条の規定を準用するのが妥当である¹⁾。

解 説

1 審理の開始（1項）

（1）公開審理

収用委員会の審理は書面審理ではなく、起業者及び土地所有者等は審理に出席して意見書の提出、口頭による意見の陳述及び申出をする権利が認められている。また審理は原則公開して傍聴を許すものとされているから（62条、63条）、その機会を与えるためには本項の通知が必要とされている。

（2）通知の対象となる審理の開始

本条が定める審理の開始は、収用委員会の第1回目の審理のための会合を指す。したがって、本条2項に定める通知義務も、直接には第1回目の審理のための会合の期日、場所についてである。しかし、審理は連続的に行われるのが通常であるから、2回目以降の審理の開催についても、本条に準じて口頭又は書面により土地所有者等に通知すべきである。なお、実務上は、次回審理の期日等について、審理の席上で指定するか、事務局から連絡するな

どの取扱いがなされている²⁾。

(3) 審理開始と裁決手続登記との関係

裁決手続開始の決定及びその登記と審理の開始との先後関係について定めた規定はないが、裁決手続開始決定及びその登記の趣旨である、補償金の二重払いを防止し、また、補償金の支払後の土地等の取得者を保護するとともに、収用手続の煩雑、特に裁決による補償金等の額の確定に伴う清算の複雑化を防止するという趣旨に鑑み、裁決手続開始の決定・登記により権利者を固定した後に、審理を開始することが望ましい³⁾。

2 審理の期日・場所の通知(2項)

(1) 通知対象者

収用委員会は、あらかじめ、審理の期日及び場所を次の者に通知しなければならない。なお、期日の決定に当たっては、あらかじめ当事者に協議をすべき法的義務はない⁴⁾が、事情を確認し、調整することが望ましい⁵⁾。

ア 起業者

イ 裁決申請書の添附書類に記載されている土地所有者及び関係人

ウ 意見書を提出している土地所有者及び関係人(43条1項)

起業者が意見提出者と土地所有者・関係人が同一人物であることを把握している場合には、当然に、裁決申請書の添附書類に記載されている土地所有者及び関係人として本項の通知がされる。しかし、起業者がこれを確知していない場合には、意見提出者としての通知を行い、一応権利者として審理に参加させ、真実の権利者の発見に努めるべきこととしているのである。

エ 意見書を提出した準関係人(43条2項)

準関係人は単に審理が終わるまでの間に収用委員会に意見書を提出することができるにとどまり、当事者として審理に参加する資格を有しないのであるから、この者への通知は審理手続に参加させるためのものではなく、単に審理を傍聴する機会を与え、適宜意見書を提出することができるようにしたにすぎない。

オ 残地収用及び土地の使用に代わる収用の請求について意見書を提出した者(87条但書)